

■ 特定生産緑地の指定の手続きに必要な書類

特定生産緑地の指定を希望される方は、手続きの段階に応じて、下記の書類を都市計画課まで持参してください。

※様式については、ホームページにも掲載しております。

指定希望の申出時

■ 提出書類 ※【原本】は交付後3ヶ月以内のもの

- (1) 特定生産緑地の指定意向兼農地等利害関係人同意確認書【様式1】
意向を確認する生産緑地の位置や面積、
農地等利害関係人(所有者や賃借人など)の有無や
農地等利害関係人全員の同意を得たことを示す書類(実印の押印が必要)
- (2) 実印(申出受付時に押印いただきます)
- (3) 印鑑証明書【原本】(農地等利害関係人全員)
- (4) 位置図(住宅地図等。土地の一部を指定する場合は、分筆が必要)
- (5) 登記事項証明書(登記簿謄本)【原本】(法務局より入手してください)
- (6) 公図【原本】(法務局より入手してください)
- (7) その他必要な書類
委任状(申出者以外が提出する場合)、
地積測量図【原本】(部分指定の場合)等

■ 特定生産緑地の指定にご協力願います

- 大和高田市の市街化区域の緑地は今後も減少していくことが考えられます。引き続き、都市農地を生産緑地(特定生産緑地)として指定することにより、貴重な都市緑地の保持にご協力願います。
- 生産緑地のままでは、固定資産税の負担が急増しますので、具体的な転用の計画がない限り、特定生産緑地制度の積極的な活用を願います。
- 特定生産緑地の指定には、農地等利害関係人の同意等が必要であり、時間を要することが考えられますので、できるだけ早めの検討・相談をお願いします。

■ お問い合わせ先

(大和高田市 TEL 0745-22-1101)

- 特定生産緑地の指定について 都市計画課 計画係 (市役所 3階)
- 固定資産税について 税務課 固定資産税係 (市役所 2階)
- 相続税納税猶予制度について 葛城税務署 TEL 0745-22-2721

生産緑地の所有者及び農地等利害関係人の方は、お読みください!!

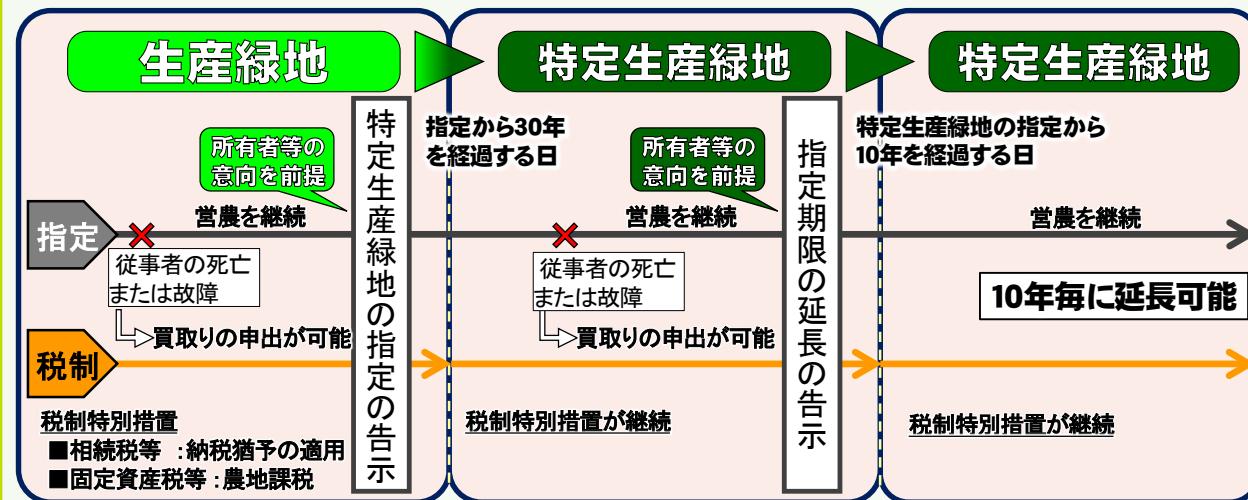
特定生産緑地制度について

【手続きのお知らせ】



■ 特定生産緑地制度について

- 2018年(平成30年)4月1日から特定生産緑地制度が施行されました。
- 生産緑地に指定後30年を迎える生産緑地については、所有者等の意向に基づき、特定生産緑地に指定できます。
- **1997年(平成9年)に指定された生産緑地が30年を迎えることとなります。**
大和高田市では、1992年(平成4年)・1997年(平成9年)・2001年(平成13年)・2011年(平成23年)に生産緑地を指定しております。
- **特定生産緑地の指定は、30年を経過するまでに行う必要があります。**
1992年(平成4年)生産緑地指定分は受付を終了しました。
- **指定には、所有者からの『指定希望の申出』の手続きが必要です。**
- **特定生産緑地に指定しない場合でも生産緑地は自動的に廃止されません。**
生産緑地の廃止には 生産緑地『買取申出』の手続きが必要です。
詳しくは市ホームページ「生産緑地の買取申出について」をご覧ください。



■ 特定生産緑地の指定について



営農や相続への影響を考慮して、特定生産緑地の指定をご検討ください。

■ 特定生産緑地に指定する場合

■ 営農

- ◆ **固定資産税・都市計画税は、引き続き農地評価、農地課税です。**
- ◆ **10年毎に継続の可否を判断できます。**
 - ・ 特定生産緑地の指定は、10年ごとに更新
 - ・ 10年の間に相続等が発生した場合、今までと同様に買取りの申出が可能です

■ 相続

- ◆ **次の相続で選択肢が広がります。**
 - ・ 次世代の方は、次の相続時点で納税猶予を受けて営農するか、買取り申出をするか選択できます
- ◆ **農地を残しやすくなります。**
 - ・ 次世代の方が、第三者に農地を貸しても、一定の要件を満たす場合、納税猶予が継続します【都市農地の賃借の円滑化に関する法律】

■ 特定生産緑地に指定しない場合

生産緑地は自動的に廃止されません！
廃止には買取りの申出の手続きが必要です！

■ 営農

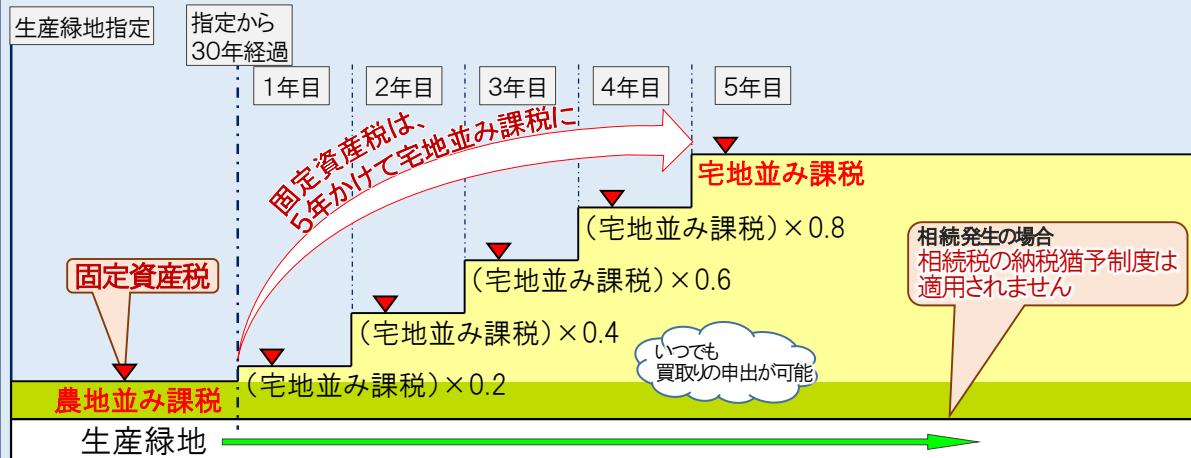
- ◆ **固定資産税等の負担が急増します。(下図参考)**
 - ・ 段階的に増加し、5年かけて、ほぼ宅地並の課税額まで上昇します
- ◆ 30年経過後は、特定生産緑地に指定することはできません。

■ 相続

- ◆ **次の相続で選択肢が狭まります。**
 - ・ 特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません(現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します)

【図】

■ 特定生産緑地に指定しない場合の固定資産税等について(現況農地に変更がない場合)



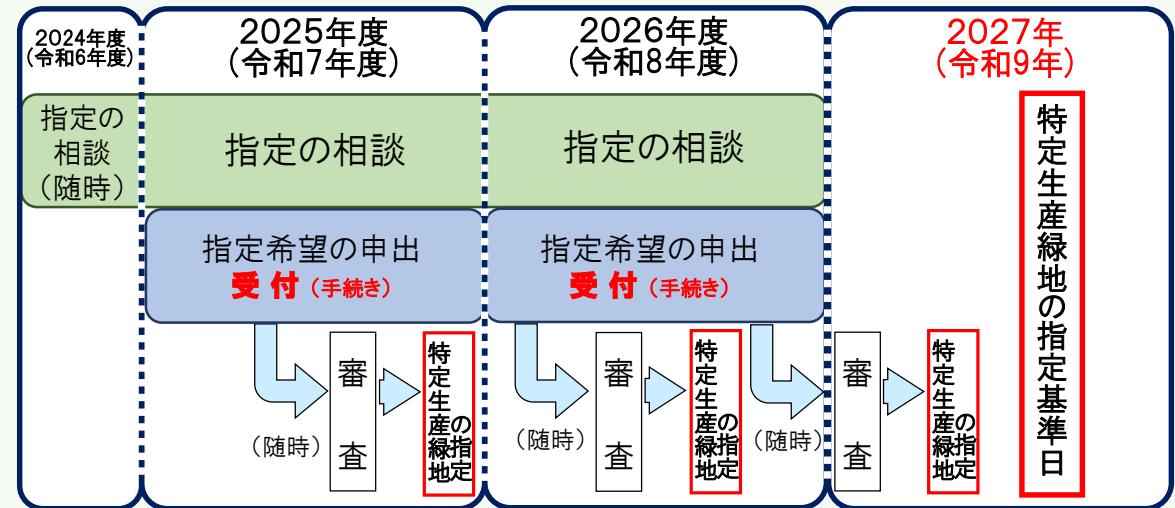
■ 特定生産緑地の指定の手続きについて

本市では、特定生産緑地指定のためのスケジュールを下図のとおりとしますので、指定を希望される方は、受付期間内に申請手続きをお願いします。

なお、相談を受け付けていますが、指定の受付は、2025年4月1日から行います。

特定生産緑地は、都市計画決定の日から30年を過ぎた場合、指定することができなくなるので、ご注意ください！

■ 特定生産緑地の指定スケジュール【2027年(令和9年)に30年経過する生産緑地】



■ 生産緑地地区の都市計画決定の日と特定生産緑地の指定の期限と受付期間

生産緑地地区の都市計画決定の日	受付(手続き)期間 特定生産緑地指定希望の申出	特定生産緑地地区の指定基準日
1992年12月25日 (平成4年)	受付を終了しました	2022年12月25日
1997年10月24日 (平成9年)	2025年4月～2027年3月	2027年10月24日
2001年 5月15日 (平成13年)	2028年4月～2030年3月	2031年 5月15日
2011年 5月10日 (平成23年)	2038年4月～2040年3月	2041年 5月10日

所有される生産緑地の指定日(都市計画決定の日)や、特定生産緑地の指定について、ご不明な点がありましたら、都市計画課までお問合せください。